

手続きの流れ

1. 交付申請

以下の書類を、板倉町役場企画財政課企画調整係へ提出してください。
対象となる要件や提出が必要な書類の確認のため、事前にお問合せください。

	必要な書類名	様式	必要な人
①	結婚新生活支援補助金交付申請書	様式第1号	全員
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本		全員
③	夫婦2人分の直近の所得証明書 ※直近（令和7年4月～5月に申請する場合は令和5年度中、 6月～令和8年3月に申請する場合は令和6年度中）のもの		全員
④	住宅の新築に係る工事請負契約書 又は住宅の購入に係る売買契約書 ※契約金額が土地・建物の合計金額である場合は、建物のみ の金額が分かる書類も必要		住宅取得の場合
⑤	住宅ローン契約書、返済予定表		住宅取得の場合
⑥	住宅取得費用の領収書		住宅取得の場合
⑦	住宅の賃貸契約書の写し及び資料		賃貸借契約の場合
⑧	住宅賃借費用の領収書		賃貸借契約の場合
⑨	引越費用に係る領収書の写し		引越費用の場合
⑩	住宅手当支給証明書 ※勤務先からの住宅手当の支給を受けていない場合も必要	様式第2号	就業しているかた
⑪	貸与型奨学金の返還額が確認できる書類 ※所得の算定と同じ年のもの		貸与型奨学金を返 済しているかた

様式は町のホームページからダウンロードできます。
また、役場企画財政課企画調整係窓口でも配布しています。



町HPはこちら

2. 交付決定通知書及び請求書の受取

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」、「請求書」及び「結婚新生活支援事業に関するアンケート」を申請者宛に送付します。

3. 請求書の提出

送付された「請求書」及び「結婚新生活支援事業に関するアンケート」をご記入の上、板倉町企画財政課企画調整係に提出してください。

【申請・お問合せ先】 ※申請前に必ずお問合せください。

板倉町役場企画財政課 企画調整係
〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682-1

電話 0276-82-6125（直通） メール k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp